

ゼロカーボンシティちた推進パートナー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「ゼロカーボンシティちた推進パートナー制度」(以下「本制度」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、ゼロカーボンシティちたの実現に向けた取組の推進に賛同する企業その他団体及び個人事業者(以下「事業者等」という。)をゼロカーボンシティちた推進パートナー(以下「推進パートナー」という。)として認定し、その取組を推進するものである。

(対象)

第3条 本制度の対象は、以下に掲げる全ての条件を満たす事業者等とする。

- (1) 知多市内に事業所等を有すること。ただし、知多市外の事業者等であっても、ゼロカーボンシティちたの実現に寄与すると判断できる場合は、この限りでない。
- (2) 知多市暴力団排除条例(平成23年知多市条例第16号)第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員及びこれらと密接な関係を有するものでないこと
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の啓発を本制度参加の目的としていないこと
- (4) 法令違反その他認定するにふさわしくない事実がないこと

(認定要件)

第4条 推進パートナーの認定の要件は、ゼロカーボンシティちたの達成に貢献する取組を率先的に実施していること又は1年以内実施する予定があることとする。

(申請)

第5条 推進パートナーとして認定を希望する事業者等は、ゼロカーボンシティちた推進パートナー申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

(認定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、第3条及び第4条に規定する要件を満たしており、その内容が適当と認められる場合は、推進パートナーとして認定する。

2 市長は、認定した推進パートナーに認定証を交付するとともに、ホームページ上

で周知する。

(協力)

第7条 推進パートナーは、ゼロカーボンシティちたの実現に資する市の施策に可能な範囲で協力するものとする。

2 推進パートナーは、毎年7月末までにゼロカーボンシティちた推進パートナー実施状況報告書(第2号様式)を市長に提出する。

3 市は、推進パートナーの取組事例を対外的に広報・アピール(市Webサイトへの掲載等)する。

4 市は、勉強会、交流会等を開催し、推進パートナーの取組を支援する。

(変更)

第8条 推進パートナー認定後、登録状況に変更が生じた場合は、市長にゼロカーボンシティちた推進パートナー変更届(第3号様式)を提出し、登録情報の変更を行うことができる。

(認定期間)

第9条 推進パートナーの認定期間は、認定日から令和8年3月31日までとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、推進パートナーが次の各号のいずれかに該当するとき、認定を取り消すことができるものとする。

(1) ゼロカーボンシティちた推進パートナー取消届(第4号様式)の提出があったとき。

(2) 第3条及び第4条の要件を満たさなくなったとき。

(3) 推進パートナーとして、ふさわしくない行為があったと認められるとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

(検討)

2 この要綱の施行後、令和8年3月31日を経過した場合において、この要綱の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この要綱の規定について検討を加

え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。